

平成24年

特定テーマ調査報告書

特定テーマ

- 1 今後の消費者行政の推進について
- 2 長寿社会における健康づくりについて

平成24年11月

生活保健福祉委員会

目 次

	頁
I はじめに	1
II 委員会の活動状況	2
III 今後の消費者行政の推進について	3
1 現状及び県の取組	3
2 消費者行政の充実・強化に関する提言	6
IV 長寿社会における健康づくりについて	9
1 現状及び県の取組	9
2 長寿社会における健康づくりに向けた提言	12
V おわりに	14
VI 委員会委員名簿	15
VII 調査関係部課	15

I はじめに

人口減少と少子高齢化の急速な進行、経済のグローバル化や高度情報化の進展など社会経済情勢が大きく変化する中、本県では、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」に基づき、「安心」「成長」「環境」をともにつくる「元気度 日本一 栃木県」の実現を目指し、「人づくり」を政策の基本に据えて、「暮らしを支える安心戦略」、「明日を拓く成長戦略」及び「未来につなぐ環境戦略」の3つの重点戦略に取り組んでいるところである。

このうち、「暮らしを支える安心戦略」では、住み慣れた地域で、安心して子どもを生み育て、生涯を通じて健康でいきいきと、安全に暮らしたいという県民の思いをしつかりと受け止め、取り組むことが求められている。

そこで、県民の暮らしの基本となる安全・安心を確保する観点から、県民生活関係では、「今後の消費者行政の推進」を特定テーマに設定し、消費者である一人ひとりの県民が、商品やサービスについて自主的かつ合理的に選択し、また、被害に遭った場合でも、適切かつ迅速に救済され、安全・安心な消費生活ができるよう、消費者行政の充実・強化策について、必要な調査研究を行ってきた。

保健福祉関係では、「長寿社会における健康づくり」を特定テーマに設定し、超高齢社会を迎える中で、県民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識をもって主体的に健康づくりに取り組むとともに、個人の健康は、家庭、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体で支え合いながら健康寿命の延伸が図られるよう、疾病予防、食生活、運動、健診、教育等の様々な方向から、10年後を見据えた県民の健康づくりについて、必要な調査研究を行ってきた。

この報告書は、このような当委員会の活動の結果を取りまとめたものである。



特定テーマ設定



県内調査（那須町消費生活センター）

Ⅱ 委員会の活動状況

- 1 平成24年4月17日（火）県民生活部関係【特定テーマの決定】
特定テーマについて検討し、特定テーマを「今後の消費者行政の推進について」に決定した。
- 2 平成24年4月19日（木）保健福祉部関係【特定テーマの決定】
特定テーマについて検討し、特定テーマを「長寿社会における健康づくりについて」に決定した。また、健康づくりと密接に関連する「医療」についても必要に応じて取り上げることとした。
- 3 平成24年5月17日（木）
特定テーマに関し、執行部から説明を受けた後、質疑を行った。
- 4 平成24年6月20日（水）【県内調査】
 - (1) 那須町役場を訪問し、「那須町消費生活センターの概要」について説明を受け、意見交換を行った。
 - (2) 那須赤十字病院を訪問し、「生活習慣病対策について～脳卒中を中心に～」について説明を受け、意見交換を行った。
- 5 平成24年7月18日（水）～20日（金）【県外調査】
 - (1) 宮古島市役所を訪問し、「生活習慣病予防食育事業プログラム」について説明を受け、意見交換を行った。
 - (2) 南城市立佐敷小学校を訪問し、「チャンプルースタディの取組」や「食育推進事業の取組」について説明を受け、意見交換を行った。
 - (3) 琉球大学の平良一彦名誉教授から「やんばる長寿科学研究プロジェクト」について説明を受け、意見交換を行った。
- 6 平成24年8月22日（水）【参考人招致】
次のとおり参考人から説明を受け、質疑及び意見交換を行った。
 - (1) 地方消費者行政の充実・強化について （敬称略）
（消費者庁地方協力課長 村松茂）
 - (2) とちぎ消費者ネットワークの取組みについて
（栃木県生活協同組合連合会 会長理事 竹内明子）
 - (3) 長寿社会における健康づくり～食生活からのアプローチ～について
（宇都宮文星短期大学 准教授 藤生恵子）
- 7 平成24年10月9日（火）【事前通告制質疑】 事前通告制質疑を行った。
- 8 平成24年10月25日（木） 報告書骨子案の検討を行った。
- 9 平成24年11月28日（水） 報告書案の検討及び取りまとめを行った。

Ⅲ 今後の消費者行政の推進について

1 現状及び県の取組

近年、少子高齢化や情報化、国際化が急速に進展し、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、県では、栃木県消費生活条例（以下「条例」という。）に基づき、県が実施する施策について必要な事項を定め、県民の消費生活の安定と向上を図っている。

施策の推進に当たっては、「消費生活相談」「消費者啓発」「事業者指導」を消費者行政の3本柱に位置付け、各種事業に取り組んできた。

また、平成21年度～平成24年度の間、栃木県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を活用して、各種事業を実施している。

さらに、多様化する消費者問題に迅速かつ機動的に対応するため、平成22年4月に、栃木県消費生活センターとくらし安全安心課消費生活担当を一体化し、くらし安全安心課内に消費者行政推進室（消費生活センター）を設置した。

(1) 消費生活相談の充実・強化

基金を活用し、市町における消費生活センター（以下「センター」という。）の機能強化や設置促進に取り組んでいるところであるが、現在、センターが設置されているのは、14市と3町（那須町、壬生町、野木町）である。

平成27年度を目標年度とする「新とちぎ元気プラン」において、全市町へのセンター設置を成果指標として位置付けており、その達成に向けて未設置の町の取組を支援している。

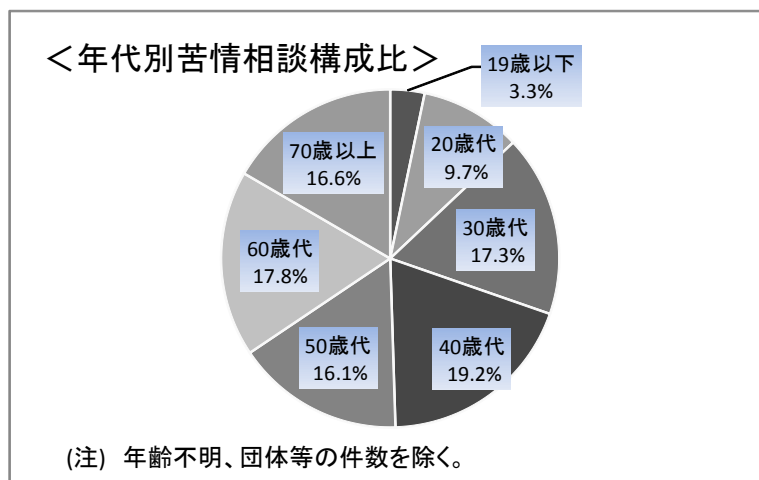
ア 平成23年度における県内センターの消費生活相談

(ア) 相談件数

- ・ 16,465件 対前年度比 △317件（△1.9%）

〔内訳：苦情相談14,500件、問合せ相談1,965件〕

- ・ 苦情相談を年代別で見ると、40歳代が19.2%で最も多く、次いで、60歳代の17.8%、30歳代の17.3%、70歳以上の16.6%の順



(イ) 苦情相談件数上位の商品・サービス内容

順位	商品・サービス	年度別件数		主な相談内容
		平成23年度	平成22年度	
1	放送・コンテンツ等	2,662	2,536	インターネットを利用した架空・不当請求等
2	融資・サービス	1,503	2,527	借金関係、多重債務、サラ金・ヤミ金、住宅ローン、自動車ローン等
3	レンタル・リース・貸借	647	586	レンタルサービス、リースサービス、不動産貸借(賃貸アパート、借地、借家等)
4	工事・建築・加工	560	435	家の新築工事や補修工事、リフォームサービス、加工サービス等
5	商品一般	472	584	はがきや封書等による、対象商品がはっきりしない架空・不当請求等

(ウ) 相談の傾向

- ・ 東日本大震災に関連した相談件数は、1,496件で、全体の約9%を占める。
- ・ 平成16年度の43,026件をピークに相談件数は減少傾向にあるものの、劇場型と呼ばれる投資話でお金を騙し取るなど、手口が巧妙化・多様化している。
- ・ 60歳以上の高齢者層では、近年、相談件数が増加傾向にあり、「未公開株」「公社債」といった投資商品に関する相談では、60歳以上の高齢者層の割合が8割を超えている。

(単位:件、%)

区分	未公開株		公社債	
	件数	構成比	件数	構成比
60歳未満	19	15.8	18	19.1
60歳代	47	39.2	37	39.4
70歳以上	54	45.0	39	41.5
計	120	100.0	94	100.0

(注) 年齢不明、団体等の件数を除く。

イ 相談に係る商品テスト等

(ア) 商品テストの状況

消費者からの食料品、被服品(クリーニング等)などに関する苦情相談等に対し、必要に応じて原因究明及び助言のための商品テストを実施している。

(イ) 放射性物質簡易検査の実施

県民の安全・安心の確保のため、国から検査機器の貸与を受け、相談に係る商品テストの一環として、家庭菜園で栽培した自家消費野菜や野生きのこなどについて、平成23年12月から放射性物質簡易検査を実施している。

これまでに実施した検査件数は205件(平成24年10月末現在)である。

ウ 充実・強化のための主な取組

(ア) 消費生活相談員(以下「相談員」という。)等の資質向上

相談員養成研修、相談員レベルアップ研修、相談員高度化アドバイザー事業の実施

- (イ) 相談員人材バンク事業の実施
- (ウ) 市町村相談窓口支援事業の実施

(2) 消費者啓発の充実・強化

消費者の自立を促し、消費者トラブルを未然に防ぐことが重要であることから、県では、基金を活用し、5月の「消費者月間」に合わせた「消費者のつどい」を開催するほか、消費者啓発の様々な取組を行っている。

- ア 消費者団体と連携した出前講座の実施
- イ 消費者被害防止啓発演劇を小学校や県イベント等で巡回公演
- ウ 若者向け消費者被害未然防止のための鉄道広告ポスターの掲示
- エ 高齢者被害防止キャンペーンの実施
- オ ラッピングバスの運行・路線バス消費者啓発ステッカーの掲示
- カ 映画館における15秒CM上映
- キ 「くらしの安心サポーター」による啓発活動
- ク 庁内連携による啓発（障害者向けDVDや多言語リーフレットの作成等）
- ケ 食品表示セミナーの実施による食品表示の啓発
- コ マスメディアを活用した広報

(3) 事業者指導

悪質な取引行為や不適正な表示を行う事業者に対して、特定商取引法※、景品表示法※、JAS法※等の関係法令等に基づき、報告聴取、立入検査、指示、業務停止命令等を行っている。

また、事業者訪問時に、適正な商取引に向けた要請、指導を行っている。

(単位：件)

法令	処分等の内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定商取引法	業務停止命令	3	3	2
	指示	—	2	—
景品表示法	指示	1	6	1
JAS法	指示	—	3	2

※正式名称

特定商取引法：特定商取引に関する法律

景品表示法：不当景品類及び不当表示防止法

JAS法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

(4) 栃木県消費生活条例の運用

本県では、条例に基づき、不適正な取引行為を行う事業者に改善勧告を行うなど、県民の消費生活の安定と向上を図るための対策を講じている。

(単位：件)

	処分等の内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
栃木県消費生活条例	勧告	1	2	—
	公表	1	—	—

2 消費者行政の充実・強化に関する提言

(1) どこに住んでいても相談を受けられる体制づくり

ア 全市町におけるセンターの設置

消費者庁は、平成24年7月に「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を策定するとともに、平成25年度当初予算において、新たに単年度の交付金を概算要求しており、地方消費者行政の充実に向けた取組を今後も支援していく方針を示している。

こうした中、県は、「新とちぎ元気プラン」の成果指標に掲げる、平成27年度までの全市町へのセンター設置に向けて、引き続き、未設置の町にセンター設置を働きかけるとともに、単独の設置が困難な町については、共同設置や隣接する市への業務委託などの方法により、センター設置の支援を継続していくべきである。

イ 市町との連携強化と役割分担

県は、中核センター（センター・オブ・センターズ）として、新たにセンターを設置した町に県の相談員を定期的に派遣して、相談を受けた際の消費者への適切な助言の仕方や、事業者とのあっせん交渉における留意点、交渉する上でのテクニックなどについてアドバイスし、経験の浅い町の相談員の実務能力の向上を支援していくことが必要である。

また、今後、県内でのセンターの数が増えていくことから、市町の相談員等が処理・対応方針に悩む案件を抱えた場合に、県の経験豊富な相談員から常時アドバイスを受けられるような仕組みの構築が必要である。

さらに、全市町にセンターが設置された後においては、県と市町との具体的な連携の強化や役割分担を検討していく必要がある。

ウ 相談員の資質の向上

新たな形態の消費者トラブルに対応するため、相談員が日々研さんを積んで対応力を高めていくとともに、県及び市町の相談員等を対象とした、法改正等の研修など、多様な研修機会を設けることにより、相談員等のレベルアップを図ることが必要である。

エ 相談員の処遇改善

消費生活相談の現場で困難な事案への助言やあっせん等を担っている相談員の地位・待遇が、その業務の専門性に見合ったものとは言い難い状況にあることから、国における相談員の職の法制化の動向を見ながら、相談員の地位の安定、待遇の改善に取り組むことが必要である。

オ 商品テスト機能の維持・充実

消費者から寄せられた商品の安全性や品質等に関する苦情や危害情報に対処する商品テストは重要であるため、その維持・充実を図っていくことが必要である。

また、商品テストのうち、現在も、放射性物質に係る相談が続いていることから、消費者の不安を解消するため、引き続き、放射性物質簡易検査を継続していくべきである。

カ 裁判外紛争処理機能（ADR）の強化

消費者トラブルの複雑化・多様化に伴い、紛争解決手段の重要性が増大してきていることから、県では解決困難な事案について、栃木県消費者苦情処理審査会を活用し、あっせんや調停といった裁判外紛争処理を積極的に行い、公正で迅速な被害の救済と被害の再発防止を図ることが必要である。

(2) 消費者教育・啓発及び情報提供等の充実強化

ア 消費者教育の充実による消費者の自立への支援

消費者教育推進法が今後施行されるに当たり、消費者が被害に遭わないよう、幼児期から高齢期までの各段階において、学校、地域、家庭、職域等の様々な場に応じて、体系的に消費者教育を行っていくことが重要である。

イ 相談窓口の周知及び情報発信

県内の消費者団体が平成23年度に実施した消費者トラブルアンケートの結果によれば、県民の中には、地域におけるセンターの存在を知らず、消費者被害に遭っても、センターに相談しない人が少なからず存在することから、県は、消費者の身近な相談窓口であるセンターをより積極的に周知することが必要である。

また、消費者被害を未然に防止するためには、最新かつ必要な情報を県民に提供し、消費者一人ひとりの対応能力の向上を図ることが必要である。

----- 【消費者トラブルアンケート結果】 -----

[宇都宮大学・とちぎコープ生活協同組合等が、平成23年度に実施]

- ① 地域にあるセンターの存在を知らない → 68%
- ② 被害に遭わないためには、十分な情報の提供が必要である → 57%

ウ 地域社会における消費者問題解決力の向上

消費者の問題解決力の向上を図るためには、消費者団体をはじめとする多様な主体との連携強化を図りながら、地域社会における様々な消費者への啓発活動を推進することが必要である。

エ 食品表示に関する啓発

消費者が食品の安全性を求める傾向が高まってきていることから、消費者が自らの食を自らの判断で合理的に選択できるよう、食品の原材料などの食品表示に関する正しい知識を提供することが必要である。

(3) 若者・高齢者に対する消費者被害の防止

ア 若者に対する消費者被害の防止

社会経験が乏しく契約や交渉に不慣れな若者は、悪質な事業者にとって、格好のターゲットとなりやすく、出会い系サイトや有料情報サービスを利用したとして不当請求を受けたり、キャッチセールスやアポイントメントセールス等の被害に遭うケースも後を絶たない状況にある。

こうした若者の消費者トラブルを未然に防止するためには、県と市町、教育委員会との連携を一層強化し、特に社会に出る直前の時期に、重点的に教育・啓発を行っていくことが必要である。

イ 高齢者に対する消費者被害の防止

一人暮らしや日中一人で過ごしている高齢者を狙った悪質商法は、後を絶たない状況にある。特に、高齢で判断能力が十分でない場合、自分が被害に遭っているという自覚に欠けることもあり、悪質な事業者に次々と契約させられて、被害が拡大するケースが多く発生している。

こうした状況に対応し、県は悪質事業者に対して法令等により厳格に対応するとともに、高齢者自身に被害に遭わないための力を身に付けてもらうため、出前講座や啓発演劇などを通じ、具体的な事例を挙げて、分かりやすい啓発活動や情報提供を引き続き実施していくことが必要である。

また、民生委員や介護事業者など、日頃から高齢者と身近に接する機会の多い人々と連携した啓発・見守り活動を強化していくことが重要である。

(4) 法令等の厳正な執行と連携強化

貴金属等の訪問購入（いわゆる「押し買い」）など新たな不当取引行為の拡大や、高齢者など社会的弱者を狙った消費者被害の増加に対応するため、悪質な取引行為や不適正な表示を行う事業者に対して、特定商取引法、景品表示法、JAS法等に基づき、厳格な指導、指示、業務停止命令等を行うとともに、市町、警察等とも緊密に連携し、消費者被害の拡大防止・再発防止を図ることが必要である。

また、事業者の中には県内のみならず県域を越えて他県でも同様に消費者トラブルを起こす事業者があることから、こうした事業者に対しては、国や他県とも連携して、事業者指導（法執行）を充実・強化していくことが必要である。

(5) 栃木県消費生活条例の改正

国においては、平成16年に消費者保護基本法を「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を基本理念とした、消費者政策の基本となる事項をまとめた消費者基本法に改正している。

本県においては、平成14年に条例を改正してから、約10年が経過しているが、この間、消費生活をめぐる問題は大きく変容している。

これらに対処するため、新たに条例を改正し、消費者基本法の基本理念を明確に位置付けるとともに、不適正な取引行為に対する規制を強化するなど、更なる県民の消費生活の安定及び向上に向けて、総合的に消費者行政を推進する必要がある。

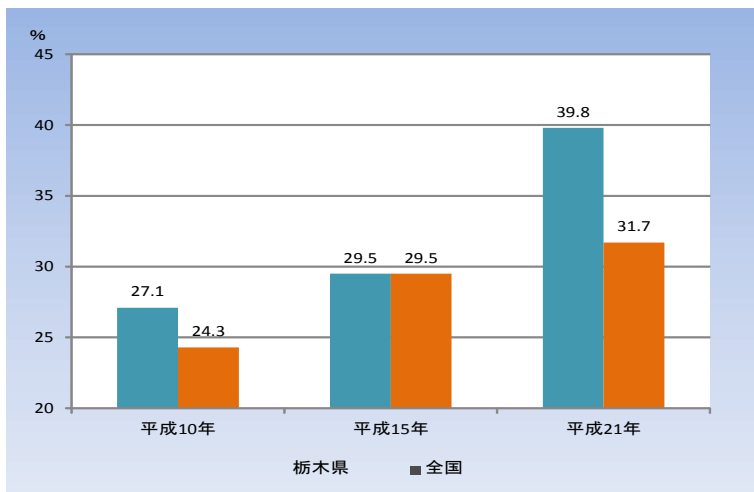
Ⅳ 長寿社会における健康づくりについて

1 現状及び県の取組

本年1月に厚生労働省から公表された平成22年国民健康・栄養調査結果によれば、都道府県別データにおける本県の現状は、男性の肥満者の割合が全国ワースト3位であるをはじめ、日常生活における身体活動の状況を示す指標とされる「歩数」では女性が全国ワースト4位、さらには「食塩摂取量」が男女とも全国平均よりも多いという状況にある。

また、死因別年齢調整死亡率では、「生活習慣病」特に、心疾患、脳血管疾患が依然として全国ワーストレベルにある。

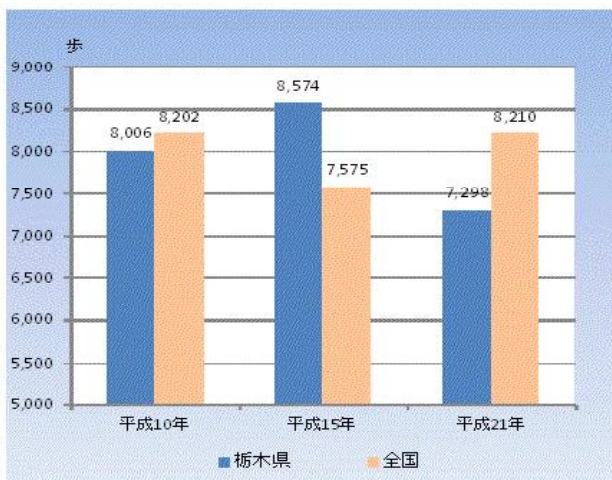
肥満者の割合（20歳～60歳代の男性）



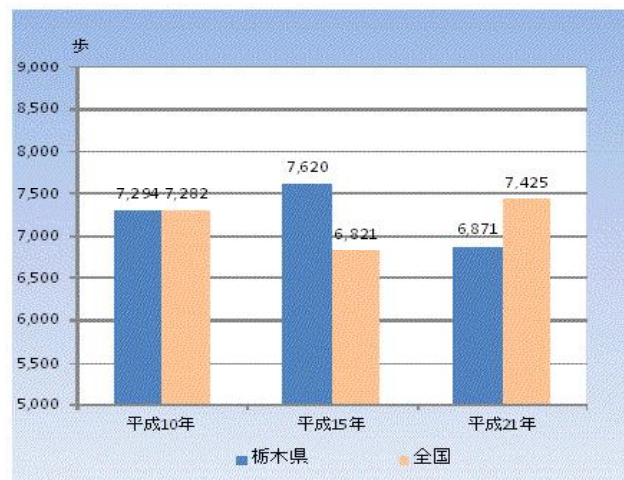
グラフの出典：県保健福祉部（以下同じ。）

日常生活における歩数

（男性）

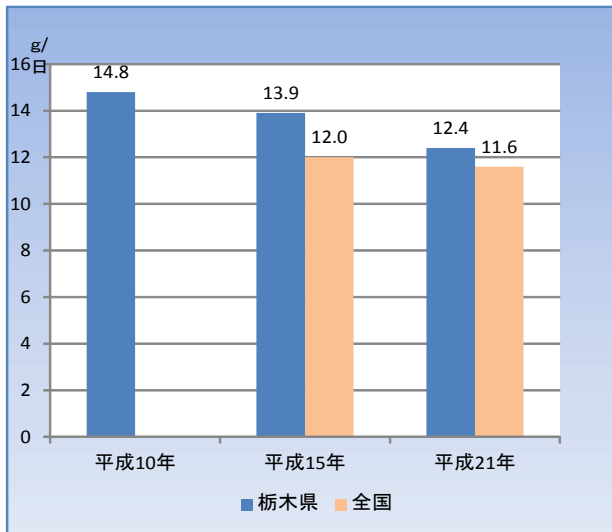


（女性）

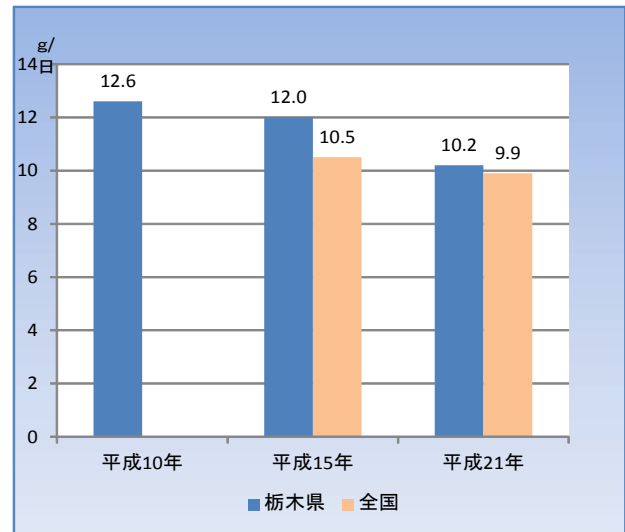


食塩の摂取量

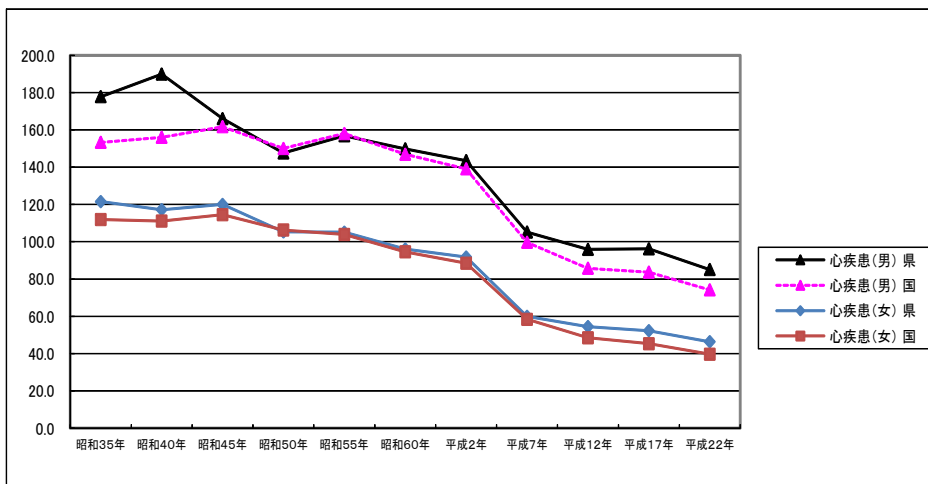
(男性)



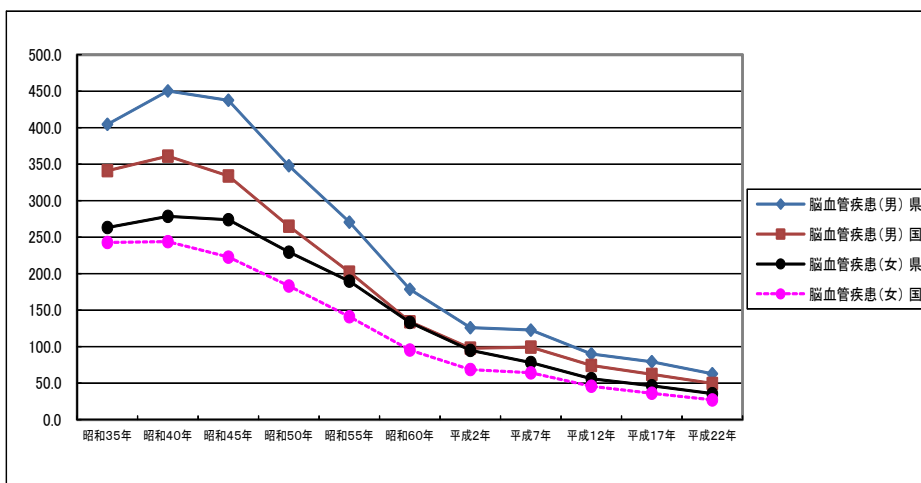
(女性)



心疾患年齢調整死亡率



脳血管疾患年齢調整死亡率



(1) とちぎ健康21プラン（平成13年3月策定、平成13年度～平成24年度）

県においては、県民の健康づくりを推進するため、昭和61年度を「健康づくり元年」と位置付け、「脳卒中ワーストワンを返上しヘルシーとちぎの建設を」をスローガンに減塩運動などに取り組んだほか、食生活の改善や脳卒中予防対策をはじめとする各種施策を推進してきた。

その後、高齢化の進行や、生活習慣の変化により、脳卒中や糖尿病、がんなどの生活習慣病が増加する状況の中、平成13年3月には、県民が「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って、主体的に健康づくりに取り組み、その取組を家庭や職場、地域など社会全体が一体となって支えていくための総合的な健康づくりの指針として「とちぎ健康21プラン」（以下「プラン」という。）が策定され、また、平成18年3月の改定により、各種目標値の再設定や内臓脂肪症候群対策等の生活習慣病対策の充実等が盛り込まれた。

県では、現在、プランに基づき、①健康寿命の延伸、②壮年期死亡の減少、③生活の質の維持・向上を基本目標に掲げ、県民の行動目標や健康づくりを支援する関係主体の取組を設定し、「2万人で、1人100人健康づくり普及運動」など、県民の生活習慣の改善をはじめとする健康の保持・増進に向けた普及啓発や環境づくりに取り組んでいるところである。

(2) プランの最終評価

平成24年3月に取りまとめられたプラン最終評価報告書によると、脳卒中やがんによる死亡率は改善の傾向が見られるが、食生活をはじめ、日常生活における身体活動など生活習慣病予防のための生活行動や生活習慣病等の早期発見・早期治療に結びつけるための生活行動に関する指標は、改善したものと悪化したものが混在している状況である。

一方、生活習慣病の発症につながりやすい肥満や高脂血症等の指標については悪化しており、特に働く世代においてその傾向が顕著となっている。

(3) 次期健康増進計画等の策定

県では、プランの最終評価を受け、現在、次期健康増進計画の策定を進めているところであり、計画骨子案においては、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を基本目標に掲げ、その実現に向けて、健康づくりの基礎となる生活習慣の改善や社会環境の整備、生活習慣病の発症予防等に取り組むこととしている。

また、並行して策定中の次期保健医療計画において、保健・医療活動の地域的単位の一つである二次保健医療圏について、県東・央保健医療圏を分割するほか、新たに精神疾患や在宅医療に係る提供体制の構築に取り組むこととしており、今後さらに地域特性を踏まえたきめ細かな対策が進むものと期待されている。

2 長寿社会における健康づくりに向けた提言

(1) 健康づくり推進条例の制定など健康づくり県民運動の積極的な展開

県民全体の健康づくりには、保健福祉の分野だけでなく産業界なども巻き込んだ全県的な取組を進めることが望まれるところであり、その柱として、健康づくりに対する基本理念をはじめ、県民、事業者、関係機関・団体、市町村等、各主体の責務を明らかにした「健康づくり推進条例（仮称）」の制定が必要である。

また、健康づくりについて「県民運動」として積極的かつ具体的に取り組むことが求められるところであり、そのため、行動への意識づけを図る県民憲章の策定、さらに「県民運動」を推進する全県一体となった活動母体の組織化等の対応が必要である。

(2) 食生活をはじめとする生活習慣の改善に向けた取組の推進

ア 食塩摂取量の減少と野菜摂取量の増加

(ア) 全国ワースト上位にある県民の食塩摂取量について減少を図ることは、健康長寿実現のための最重要項目であり、引き続き、減塩の意義などについて普及啓発を進めることと併せて、食塩摂取量を減少させるための具体的な取組が必要である。

このため、外食産業を始めとした食品産業界や、試験研究機関、関係団体との連携・協働のもと、減塩メニューや減塩食品等の開発、普及を促進するなど、実効性ある取組を継続して進めることが求められる。

(イ) 県民の野菜摂取量は全国的に見れば多い方であるが、プランの目標値には達していない状況であり、野菜摂取量の増加に向けた取組をさらに進める必要がある。

また、本県は生産額全国第8位の野菜生産県であり、いちごをはじめ、かんぴょう、うど、にら等、全国に誇れる多様な野菜を生産している。

野菜摂取量を増やしていくために、庁内関係部局間、さらには生産者、関係団体等と連携して野菜たっぷりメニューの新規開発や調理法の普及等の県産農産物を活用した健康づくりを進めるなど、実効性のある取組を推進することが必要である。

イ 身体活動量の増加と休養の確保

(ア) 運動・身体活動は健康長寿において極めて重要な要素である。本県は、男性肥満者の割合が全国ワースト3位、また、女性の歩数は全国ワースト4位であり、県民の身体活動量の増加に向けた対策を早期に立てる必要がある。

対策の立案に当たっては、意欲はあるが行動に移せない人や、関心の薄い人にも取り組んでもらえるような仕組みを検討することが必要である。

(イ) また、現代社会においては、過労や睡眠不足が原因で健康を害することが懸念されることから、忙しい中でも適切に休養をとれるよう、啓発活動や環境整備も大切である。

(3) 子どもの頃からの健康教育・医療教育の推進

生活習慣病にならないためには、子どもの頃から、偏りのない食生活や適度な運動、歯のきちんとした手入れなど、健康に良い生活習慣を身につけることが大切である。

また、本年6月に国が示したがん対策推進基本計画では「がん教育」が取り上げられるなど、子どもの頃からの、予防や早期発見につながる教育の必要性が指摘されており、今年度、県内では、民間と行政の協力のもと、医療関係者が中学校に赴き、がんの正しい理解や脳卒中に対する啓発を行った事例もある。

そうした点からも、今後、医学的な観点も含め、健康づくりの各分野にわたり、教育機関や医療機関などと連携しながら、専門家の活用を図り、健康教育・医療教育を展開していくことが必要である。

(4) 健診受診率の向上等

生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療のため、地域保健や職域保健と連携しながら、特定健康診査・特定保健指導、がん検診の受診率の向上を図ることが必要である。特に、自身の健康について関心のない人たちの受診率を高めるための手法について創意工夫が求められる。

生活習慣病予防の重要性を一層啓発するとともに、重症化防止を図るため、医療機関と連携し早期受診・治療継続の啓発を進めることが必要である。

さらに、高齢になっても、たとえ病気になっても、住み慣れた家庭や地域で自分らしい生活を送ることができるよう、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどの基盤の整備や関係機関相互の連携強化、在宅医療に取り組む関係機関の情報提供など、在宅医療体制の充実を図ることが必要である。

(5) 高齢者の社会参加の促進

団塊の世代が高齢期を迎える中、高齢者が生きがいを感じながら、健康に日々の暮らしを送るためには、高齢者が生涯現役の意識を持って、積極的に社会との関わりを持てる機会を作っていくことが必要である。

このため、高齢者が長年培ってきた知識や経験を生かしながら、地域の多様な社会活動に参加し、その知恵や特技等を地域活動に活かしたり、さらには社会の担い手としての役割を果たしていけるような仕組みづくりを促進することが求められる。

V おわりに

報告書は、特定テーマに関し、事前通告制質疑、参考人からの意見聴取や県内外の現地調査等の調査研究活動を通じて、本県の課題を明らかにし、その解決に向けた方向性について、提言として取りまとめたものである。

調査研究活動に当たっては、消費者庁の職員、大学教授、その他各種関係団体等から貴重なご意見等をいただいた。関係各位に改めて御礼を申し上げたい。

今回、当委員会が取り上げた特定テーマに関する提言のうち、消費者への教育・啓発や食生活をはじめとした生活習慣の改善などは、一朝一夕にできるものではない。

話題性のあるアクションも織り交ぜながら、長期的な展望を持った取組を地道に続けていくことが重要である。

最後に、本提言が今後の消費者行政及び県民の健康づくりの施策に反映されるとともに、県民の安全・安心で健康な暮らしにつながる一助となることを期待するものである。



県外調査（沖縄県）



参考人招致

Ⅵ 委員会委員名簿

生活保健福祉委員会

委員長	小林	幹夫
副委員長	佐藤	良
委員	横松	盛人
委員	鶴貝	大祐
委員	加藤	正一
委員	相馬	憲一
委員	石坂	真一
委員	高橋	文吉

Ⅶ 調査関係部課

県民生活部
保健福祉部

くらし安全安心課
保健福祉課
医事厚生課
高齢対策課
健康増進課